

▼○議長（岡本昭二）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中村議員の御質問にお答えをいたします。

最初の質問は、格差という問題をどのように捉え、認識しているかという御質問であります。

一般論で申しますと、社会において経済的な格差あるいは生まれた家庭の違いによるいろんな格差、そういうものが大きくなるといったことは決して好ましいことではないと思います。社会的な公平と申しますか、そういうものが、多くの人から見て保たれているなどという社会を形成をしていくということは、政治の大きな課題だというふうに思います。そういう意味で、私どもも含めまして、この問題に対しまして最善の努力をしていくということが必要でございます。

しかし、どの程度この公平というものを考えていくのか、あるいはどのような手法で行っていくのか、これは人々によっていろんな考えが違うだろうと思います。そういう意味におきまして、国民の皆さんあるいは県民の皆さん、そういう声をよく聞きまして、国においては国会の場、あるいは県においては県政の場、あるいは市町村におきましてはそれぞれの場でいろんな議論をしながら決めていく、決めていくと、こういうプロセスが効果的になされるということが大事ではないかというふうに考えておるところであります。

次に、アベノミクスについての評価についての御質問であります。

アベノミクスがスタートした後、円安によります輸出の拡大により、大企業を中心とした賃上げの実現や新卒者の就職内定率の向上、有効求人倍率の向上など、日本全体としては経済が活性化に、以前と比べまして、の方向に向かっている、そういう状況が進んでおるというふうに見ております。

しかし、地方では中小企業が中心で、輸出関連の企業が少なく、その効果が十分実感できてない状況があるというふうに思います。中小企業では円安によるコスト上昇に直面し、家計では賃金上昇が物価の伸びに追いついていない状況も見られます。そうした中で経済成長、物価の上昇、賃金の上昇、そして国、地方の財政の健全化あるいは格差の問題、そういうものにつきまして、バランスが崩れないように政策運営に細心の注意を払っていく必要があると、そういう状況ではないかというふうに私は見ております。

次に、安倍政権の成長戦略についての御質問であります。

議員がお触れになりましたが、安倍総理は国会におきまして、成長戦略につきましては大胆な規制改革によって生産性を押し上げ、国際競争力を高めていくと述べられております。大胆な規制改革といったものの内容が、必ずしも具体的に決まっているわけではありませんが、いろんな改革は人々にいろんな影響を与えるわけでございます。先ほどの格差問題とも関連しますように、人々の受ける影響は違いますし、そしてそういうものに対する考えが違うわけでございますから、影響を受ける人などにどのように配慮するかという問題が、改革を実行するために必要でございます。そうした利害の調整をしながら、各界の意見などをよく聞いて丁寧に進められるということをご期待をしております。

また、政府におかれましては、改革の影響をよく見きわめ、地方の実態などにも十分配慮をしていただきたいというふうに私は思います。大都市や大企業だけでなく、地方経済や中小企業、家計にもよい影響が生ずるように取り組んでいただきたいと考えております。

次に、安倍政権の格差問題に関連して、再分配政策についての御質問であります。

アベノミクスでは、中小企業対策としましては中小企業の研究開発、販路開拓の支援など、中小企業に配慮した政策にも取り組んでおられます。また、低所得者層に対しましては生活困窮者の就労支援、高齢者世帯の介護保険料の軽減、子育て世帯への臨時特例給付金の交付などの政策も進められております。政府におかれましては、幅広い範囲で経済を成長させ、家計や地方経済にも景気回復の効果が波及させるよう取り組んでもらいたいというふうに考えております。

次に、消費税増税の先送りと、景気弾力条項なしでの消費税率10%への引き上げについての御質問にお答えをします。

消費税引き上げの延期につきましては、市場の信認に与える影響に配慮したといった見方も議員も紹介されましたが、あると思いますが、政府におかれては基本的には財政の健全化を進めながら社会保障制度を安定化していく、そしてその中で景気回復を行っていくという、いろいろな観点を総合的に慎重に判断されたものというふうに理解をしております。

また、景気判断条項を付さなかったことにつきましては、経済の再生と財政の健全化の両立を図るため、ぎりぎりの判断としてなされたものだというふうに理解をしております。

次に、消費税の軽減税率についてお答えいたします。

消費税は、所得に関係なく同じ税率が適用されるために、低所得者の負担感が大きくなると言われております。このため、付加価値税を採用しておりますヨーロッパの多くの国では、早くから軽減税率が導入をされております。今後、この軽減税率の問題につきましては、こうした点にも配慮して、国政の場において議論が進められるだろうというふうに見ております。

次に、国の平成27年度予算及び平成26年度補正予算に対する見解いかんという質問にお答えをします。

国におきましては、補正予算と当初予算を合わせ、経済再生と財政再建の両立を目指す予算となっていると見ております。特に、地方創生、人口問題対策のため、地方創生交付金の創設など、地方創生に必要な財源を確保し、また地方一般財源総額を確保し、さらに過疎債の増額を図るなど、一定の地方への配慮がなされている点は評価をしております。

平成26年度補正予算につきましては、消費税率10%への引き上げが延期をされましたので、税収の増加が見込めないといった状況もあり、その中で経済の再生と財政の再建を進めていくためのぎりぎりの予算として編成をされたものだというふうに見ております。国におきましては引き続き景気動向に注視をし、必要に応じて地域の実情にも配慮した対応を適切に行われることを期待をしております。

す。

次に、県の財政健全化についてお答えをいたします。

県財政は平成10年代ごろから悪化をいたしまして、そのための財政再建の努力が前知事、澄田知事のもとでも始められておったわけでございます。それを引き継ぎまして、まだまだ財政の健全化に至っておりませんから、中長期的な展望を持ってこれに今取り組んできておるわけでございます。

これまでの健全化の取り組みによりまして、財政調整基金の取り崩しも年々減少するなど、確実に改善の方向に向かっておるといふふうに見ております。しかし、県財政は今後も毎年度一定の収支不足が見込まれており、また県債残高は、通常県債は相当程度減っております。臨時財政対策債は後年度交付税で手当てをされると国が保証されているわけでございますけれども、そこは国の財政自身が健全化していきませんと、約束はしていても実行されないといったリスクがあるわけでございまして、その点にも配慮しなければならないだろうというふうには考えております。

したがって、行政の効率化や事務事業の見直し、地方交付税などの財源確保などに向けた取り組みを引き続き続けていくということは大事だというふうを考えております。これらの取り組みを着実に進めれば、29年度に向けまして財政健全化の目標達成は可能だというふうと考えております。

次に、県の当初予算及び2月補正予算案の重点と特徴についての御質問にお答えをいたします。

島根県におきましては、かねてから県経済を活性化し人口減少に歯どめをかけるため、産業振興、雇用の確保あるいは定住、UIターンの推進などが極めて重要な課題となっております。また、政府におかれましては、国を挙げて地方創生や景気回復を進めるための経済対策が補正予算でも講じられたわけでありまして、これを受けまして、県としましても県の喫緊の課題に対しまして、迅速かつ適切に対応することとし、住みやすく活力のある島根、地方の先進県島根の実現を目指して予算編成に当たったのであります。

このような方針のもと、財政健全化を進めながら補正予算、当初予算を一体的に編成し、地方創生、人口減少対策、安全・安心な県土づくり、そして医療、福祉、教育などの安定した生活を支える公共サービスの充実、これら3つの柱を重点に置いた予算としております。この結果、当初予算額は前年度に対し27億円、0.5%の増加となっております。

また、公共事業につきましては、災害復旧事業が減少する中、通常の国庫補助公共事業等を増額するなど、全体としては前年度並みの予算としております。

次に、国の総合戦略に対する所見についての御質問にお答えをいたします。

国の総合戦略は、地方創生先行型交付金の創設、地方一般財源の確保など、地方に配慮されたものとなっている点は評価をしております。

一方、島根県からは国に対しまして、地方部での産業振興に不可欠な高速道路など、地方のおくれた社会インフラ整備も総合戦略の中に含めるべきだという主張を知事会でも行い、政府との意見交換の場でもそういう主張を島根の提案とし

てしてきたわけであります。知事会でも私と同じような見解を持つ知事はたくさんおります。知事会の会長も、政府との話し合いの中でそういうことを指摘をしております。

しかし、政府は社会インフラ整備につきましては、地方創生とは別にナショナルミニマムの観点から講じていくとの考え方でありまして、総合戦略の中には入っておりません。政府の対応は、国の財政再建のめどが立っておりません。そういう意味で、公共事業等をどうするかということは見通しがないわけでございます。そういうことで、多分こういう取り扱いになっている背景があるんだろうというふうに私は見ております。

おくれている地方の社会インフラ整備は、地方の活性化には不可欠でありまして、島根県の考え方につきましては、毎年行っております重点要望等通じまして、引き続き国に要請をしていきたいというふうに考えております。

次に、国の選択と集中によるダム効果を狙った地域拠点都市構想についての御質問にお答えをいたします。

拠点となる都市に都市機能、行政サービス機能を集約して、地方から大都市への人の流れを変えるということは一つの考え方であります。しかし、島根の中を見ますと、この都市部だけでなく中山間地域、離島等、条件不利地域で若者が住み続けることのできる施策の展開を行っていくというのも県政の大事な課題であります。島根県は東西に長く、県東部には一定の人口の集積がありますが、県西部、中山間地域、離島では比較的小規模な市町でも広い面積を抱えておるわけがあります。東京都の23区よりも大きい地域があるわけでございます。そういう意味で産業の振興、医療、介護などで地域的拠点をそうした小さい都市でも担っておるというのが実情であります。

こうしたことから、拠点都市の整備につきましては、全国一律の人口基準等ではなく、地域の実情に応じたものとなるよう、引き続き国に働きかけていく考えであります。

次に、地域の実情に応じた総合的な中山間地域対策の推進についての御質問にお答えをいたします。

県では、第3期中山間地域活性化計画において、公民館等の範囲で県内227地区を設定し、地域の生活の維持や活性化に向けた取り組みを進めてきております。このたびの国の総合戦略では、小さな拠点の形成の推進が掲げられております。この小さな拠点は、島根のような中山間地域などにおける基幹集落に機能を集約し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶというものであります。既に県内では地元の住民の方々が町村などと一体となりまして、主体的に実情に即した取り組みを行っているのが現実でございます。今後も地域住民とよく話をしながら、市町村と連携してこうした地域の取り組みを支援してまいります。

次に、U I ターン者が安心して島根に移住、定住していくための取り組みについてお答えいたします。

U I ターン者に一番大事なものは、やはり移住先での仕事があるかどうか、自分に適しているかどうかということのようであります。最近では企業、会社に就職

をするというよりも、自分で地域のために働きたいといった若者もふえておるようでございまして、考え方はそういう意味でさまざまであるということでもあります。したがって、こうしたニーズに応えるということが大切だというふうに考えております。

県ではこれまでの取り組みを通じ、関係機関が連携し、県全体でU I ターン者を受け入れる体制がかなり整っております。こうした強みを生かしながら、U I ターン者の希望に沿うよう、一件一件きちっと対応していく体制が必要だと考えております。

次に、新規学校卒業者の県内就職支援策についてお答えをいたします。

これまでの支援策としましては、例えば高校生や大学生等が職場体験をする、インターンシップを受ける、あるいは企業との交流会を通じまして、企業をよく知ってもらうということをやっております。2番目に、教育機関、企業が連携して、送り出す学校のほうも企業をよく知っていただく必要があるということで、産業コーディネーターを県内に配置をしまして、そういう連携を強化しております。

また、企業等におきまして、経営者の方や事業主の方々が自分の企業の会社の魅力をよくPRをするということが大事でありまして、そのためのセミナーなどを行っております。経済団体、関係機関としてこうした事業を行っておるところであります。

今後はこれらに加えて、例えば高校生、大学生のインターンシップへの助成を強化する、大学生等のIT技能を習得するための助成をまた強化をする、あるいは県内企業の情報や魅力を多くの高校生、大学生に伝えるためのしまね就活情報サイトを充実をする、また県内企業が雇用をふやすための事業拡大や処遇改善などの創意工夫による新卒者等の雇用機会を創出する取り組みへの支援など、対策を充実していく考えであります。

次に、県の少子化対策の具体的取り組みについてお答えをします。

特に、初婚年齢の上昇や未婚率の増加が少子化の大きな要因となっているため、次のような取り組みを行うこととしております。

県の結婚ボランティア、はっぴいこーでいねーたー、はぴことも言いますが、これを来年度は100人、今百四十数名でございまして、倍増に近い数をふやすということを考えております。そしてまた、そうしたはぴこは企業の中の人企業が企業内の若者のために動けるように、企業内にも配置をするということを考えております。

また、県内の結婚希望者の情報を、それぞれの市町村の中だけではなくて、全県で集約しまして、はぴこによる広域でのマッチングを支援するための結婚支援センターというものを新たに設置をするといえますか、インターネットでそういう場をつくるということを考えております。また、若い人たちが妊娠や出産について正しい知識を持つような啓発事業を行ってまいります。

安心して子どもを産み育てる環境の整備対策の強化として、次のようなことを考えております。

1つは、身近な地域で分娩できる体制の確保、あるいは緊急の事態の場合の医療の連携体制の整備、第2に、保健師等がコーディネーターとして妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を行う市町村の取り組みを支援してまいります。3番目に、この4月から始まる子ども・子育て支援新制度の着実な推進、4番目に、国の制度では対応できない小規模な保育や、市町村の創意工夫ある取り組み等を支援してまいります。5番目に、女性が働きながら子育てができるように環境の整備を図ってまいります。

少子化対策につきましては、地方創生に係る交付金なども効果的に活用しながら、一層積極的に取り組んでまいります。

次に、企業誘致と人材育成支援についてお答えをします。

企業誘致につきましては、近年の助成制度の拡充やIT産業の集積などへの重点的取り組みなどにより、企業立地は進んでおります。今後は、尾道松江線の開通や名古屋への空港路線開設など、利便性が高まる立地環境を県外企業へのアピールに使ってまいります。

IT企業につきましては、今年度は今まで余りなかった浜田市や津和野町への進出が決まっております。さらに、県内各地域での立地が進むように、個人で事業を行うIT技術者の移住事業の拡大を市町村と協調して支援してまいります。また、人材確保のためのUIターンやインターンシップの取り組みを充実させてまいります。

次に、企業誘致を進めるため、人材の育成につきましては、各種の研修等を実施しております。製造業の人材育成につきましては、例えば高等技術校において、それぞれの企業の個別の課題に対応したオーダーメイド型の研修も行っております。しまね産業振興財団においては、設計や電子制御などの技術の実習講座を行っております。

IT人材の育成につきましては、県内のIT技術者を対象としたRuby認定試験対策などの人材育成講座、県内IT技術者を講師とした事業を出雲商業高校で本年度から実施しております。また、より高度なIT人材の育成、情報発信の強化を目的として、ソフトウェア系研究開発を支援をしていく考えであります。必要となる人材について企業からお話を伺いながら、引き続き育成を支援してまいります。

次に、小規模企業への支援策についてお答えします。

島根の小規模企業は、事業所数で9割、従業員数で4割を占めております。これらの企業は雇用の確保、買い物の場として重要な存在でありまして、支援が必要であります。県ではこれまで経営戦略の策定への支援、専門家派遣、販路開拓への助成、制度融資などさまざまな支援を実施しております。今後は事業継承の促進、円安等によるコスト上昇対策など支援を強化してまいります。

県内製造業のうち、事業所数が最も多い食品製造業に対しましては、営業力強化などの支援を行ってまいります。中山間地域におきましては、雇用維持を図ろうとする製造業に対しまして設備投資の支援を実施いたします。引き続き企業の皆様や関係機関などからの御意見をよくお聞きをして、生産力の向上や経営力強

化等への取り組みを進めてまいります。

次に、小売店舗を維持していく対策や買い物不便者に対する取り組みについてお答えをします。

買い物の場は、地域住民にとって重要なインフラであります。経営者の高齢化などにより小売店舗が廃業し、買い物が不便となることは問題だと認識をしております。このため、新たに事業承継に向けた店舗改修費などの助成を行ってまいります。また、食料品や日用品の移動販売に必要な運営費の助成も行う考えであります。こうして買い物不便対策を強化していくことを考えております。

次に、今後の観光振興についてお答えをいたします。

昨年も県東部を中心に多くの観光客においでいただいております。この勢いを長く継続させ、県内に広げることが大事だと思っております。引き続き、その観点から観光に積極的に取り組んでまいります。

このため、例えば全国的に人気の高いタレントを起用した新たな観光プロモーションを展開してまいります。また、島根の魅力を体感できる観光商品づくりや、今回の国の補正予算に対応しまして、プレミアムつき宿泊券やお土産券を活用した誘客も図ってまいります。

石見や隠岐などにおきましては、その地域ならではのいろんな魅力がありますので、それを活用した観光キャンペーンを実施してまいります。また、今後見込まれる新たな市場への対応にも積極的に取り組んでまいります。

外国人観光客につきましては、タイなどASEAN諸国を重点地域に加え、中国地方各県と連携した誘客を進めてまいります。観光事業者等の検討会議を設置をしまして、現在受け入れ環境の整備の促進などを検討しているところであります。

尾道松江線の全線開通を機に、山陽、四国地域と連携したPRや広域観光を推進してまいります。出雲名古屋便による中京圏からの誘客についてもさらに進めてまいります。

次に、隠岐世界ジオパークの活用についてお答えをします。

昨年10月、隠岐におきまして県、地元4町村、民間団体等が隠岐世界ジオパークの活用推進検討会議を立ち上げました。ジオパークの価値をわかりやすく実感できるようにする仕掛けづくりをみんなで検討していこうという会議であります。これまでの検討結果では、次のとおりであります。

ソフト施策の面では、地元の機運を醸成をする、隠岐の住民や事業者、子どもたちが、世界が認めた価値をよく理解をし、誇りと愛着を感じて盛り上がるような活動を行う、2番目は、観光客の満足度の向上を図る、地元の方々がジオパークの魅力を観光客にわかりやすく伝えていくこと、体験プログラムの具体化、宿、食、土産に関するおもてなしの品質向上の対策などを行うということであります。

ハード面では、隠岐4町村に拠点施設をつくってはどうかという構想であります。ジオパークの価値を伝える側の人材育成の拠点となり、また観光客にとりましてはビジターセンターあるいはガイド施設の役割も果たす複合的な機能を

持った拠点施設を整備をしてはどうかという検討がなされております。これまで検討会議で既に合意に達した具体的な対策につきましては、県につきましては2月補正予算の中で手当てをしております。さらに、5月ごろには検討会議の提言がまとまる予定でございます、その提言を踏まえまして、県としてもさらなる対応を考えていきたいと考えております。

次に、農業・農村の振興についての御質問にお答えをいたします。

国の農政改革が進む中で、島根の農業の柱の一つである水田農業を維持、発展させていくため、平成27年度は生産、販売、経営対策を体系化しまして、総合的に支援を行っていく考えであります。具体的には、例えば昨年取りまとめました水田農業モデル事業を実践をする、それに対しての支援を行っていくといったこと、あるいは生産支援体制としましては、食味計や1.9ミリ選別網目の導入による主食用米の食味や品質のレベルアップを行うといったこと、そして販売対策としましては、島根の売れる米づくり推進による契約取引を拡大すること、あるいは地域の特色であります石見銀山つや姫あるいは隠岐の藻塩米等の販売の拡大を支援をしていくといったこと、経営安定対策としましては、昨年の米価下落に対応して創設をしました緊急融資制度の継続、経営所得安定対策、ならし対策への加入が可能な集落営農の育成、こういったことを行うこととしております。

次に、島根の農業の新たな担い手の育成、確保等についての御質問にお答えをいたします。

新規就農者の育成、確保につきましては、これまでも市町村などと連携をし、就農相談から研修、就農準備、就農後の支援まできめ細かな施策を実施しております。その結果、議員もお触れになりましたけども、近年新規就農者数は増加傾向にあります。そこで、今後もこの傾向を維持していくため、来年度は次の点を拡充することとしております。

1つは、都会の就農志向者を確保するための対策に工夫をすると、就職情報に収入や住居などの生活情報をパッケージ化して提案をするなど、いろんな工夫をしていこうということであります。

また、県独自の取り組みであります半農半Xにつきましては、夫婦で取り組んで半農半Xをするといった場合には、その支援を拡充するといったことを考えております。

それから3番目に、今年度から実施をしておりますしまねアグリビジネス実践スクールに、女子の研修コースを新たに設置をするということを考えております。こうした取り組みにより、新たな担い手が各地域に安心して就農し、定着できる体制をつくっていききたいと考えております。

次に、山陰道の早期整備についての質問にお答えをします。

来月、山陰道、仁摩温泉津道路と浜田三隅道路の合わせて14キロメートルが開通し、整備率は49%から56%に上昇します。2カ所まだ未事業化区間がありますが、その事業化を含め、今後とも県選出の国会議員の方々、地元の方々と県を挙げまして全力で早期整備に努めてまいります。

また、整備のおくれている11県で、政府に対する要望を共同で行っております

けども、これも引き続きやってまいります。また、山口方面に向かいますと、山口県との協力が必要でございまして、その協調も図ってまいります。

県内3空港の路線の維持、充実についての御質問にお答えをします。

萩・石見空港では東京便の2便化が昨年3月に実現をしました。引き続き利用拡大促進協議会と連携して、利用促進に努めてまいります。さらに、NHKの大河ドラマ「花燃ゆ」の舞台であります山口県萩市とも連携し、観光誘客にも積極的に既に取り組んでおるところであります。

隠岐空港につきましては、今年も夏季ジェット便が10年連続で運航の予定でございまして。昨年7月からフジドリームエアラインズによる名古屋隠岐間のチャーター便も運航しておりますが、今年も運航するよう働きかけてまいります。

出雲縁結び空港では、来月29日から出雲名古屋線の運航が再開し、この利用促進にも全力を挙げてまいります。

次に、防災・減災対策についての他県との連携を含めた取り組みについてお答えをいたします。

中国地方では、災害時に被災県自身では対応できない場合に備えまして、平成24年3月に中国5県で広域支援を行う協定を締結しました。支援をする県をあらかじめカウンターパート制で定めております。そして、そのカウンターパート制では不十分な場合には、中国5県広域支援本部を設置をしまして、中国ブロック全体で支援をするという内容であります。私は1月に中国地方知事会の会長に就任しておりますので、本部長として調整的な役割を担ってまいります。

この2月5日には大規模な土砂災害の発生を想定した中国5県合同の図上演習を県の6階の広間で開催をいたしました。それによりまして、図上訓練によりまして、広域支援のマニュアルの検証をしたところでもあります。日ごろから各県とお互いに顔見知りの関係になるよう、そういう場を通じてつくりまして、万一の場合の備え、対応に万全を期す考えであります。

次に、原発に関連し、広域避難計画の実効性についてお答えをいたします。

原発につきましては、原発の安全対策を実施を規制委員会の指導のもとに行うわけでありまして、事故のリスクは完全にはゼロにならないわけでありまして、これまでも広域避難計画の策定、社会福祉施設、病院等への放射線防御対策や物資の備蓄、モニタリングポストの追加整備などを実施しております。また、国と鳥取、島根の2県、6市とが連携した作業チームで、避難に必要な車両、運転要員の確保、要支援者の避難や屋内退避に当たって支援する要員の確保などを検討しております。今後もこうした取り組みを継続していく一方、防災訓練などを繰り返し行い、対策の実効性を高めていきたいと考えております。

次に、竹島問題についてお答えをいたします。

竹島問題の解決のためには、国民の理解と関心、国際社会の理解と支持が必要であります。このため、政府に対しまして国民世論の啓発や国際社会への情報発信について強く要望してきております。政府におかれましては、来年度予算の中で日本の領土、主権に関する国民世論の啓発など、内外発信を強化するため、予算が増額されております。国内啓発のためのウェブサイトの制作、国内主権に関

するセミナー、領土、主権に関する論文等の英訳事業などが実施される予定であります。県もこうした政府の活動を後押しするように、この10年間の取り組みを踏まえまして、今後も県民の方々、国民の方々への啓発、竹島領有権についての調査研究を積極的に進めていく考えであります。

次に、再生可能エネルギーについてお答えをいたします。

昨年の7月、再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画策定検討委員会を設置しました。これまで6回の会合を開催し、1月下旬には中間報告が取りまとめられ、今パブリックコメントをいただいているところであります。このパブリックコメントを受けまして、3月には委員会としての報告書案がまとまります。それを受けまして、新年度になりまして県としての計画を決定することを考えております。

また、今般議員全員の提案によりまして可決された島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例におきましても、島根の地域の特性を生かして地域振興、産業振興あるいは安全・安心な暮らしにつながる、そういった面も再生可能エネルギーの導入につきましても配慮する必要があるといったことが盛り込まれておりまして、今の検討委員会のドラフトの中にもそうした方向が導入をされております。

県としましては委員会の議論や条例の趣旨を踏まえまして、太陽光発電、木質バイオマス発電あるいは地中熱などいろんな再生可能エネルギーの拡充に全力を挙げていきたいと考えております。また、県自身、企業局で太陽光発電を新たに3カ所事業化することも今検討をしておるところでございます。

最後になりますが、3期目に向けた思いについての御質問がございました。

私は、知事就任以来、古きよき文化、伝統、豊かな自然、真面目で勤勉な県民性など、いわば県の強みを生かしながら、島根の発展のために全力を挙げてまいりました。そういう中で政府は、人口減少問題は地方だけの問題ではなくて、国全体の問題であるという観点から、地方を元気にしていこうということで、地方創生の取り組みを始められたところでもあります。これは、島根などにとっては大変ありがたい好機でございます。今後、県としましても地方創生に全力で取り組んでいく必要があるというふうに考えておるところでございます。

今年度の予算案の中にも反映をしておりますけれども、やはり産業の振興を行う、そして安全・安心な県土づくりを行う、医療、福祉、教育など生活を支える公共サービスの充実を図るなど、住みやすく活力のある地方の先進県を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。皆様方の御理解をよろしく賜いますようお願い申し上げまして、私の答弁を終了いたします。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中村議員の質問に対する答弁の途中でありますが、この際しばらく休憩し、午後1時から再開をいたします。

◆午前11時57分休憩

◆午後1時3分再開

▼○議長（岡本昭二）▽ それでは、会議を再開いたします。
午前中に引き続き、中村議員の質問に対する答弁を求めます。
丸山政策企画局長。

〔丸山政策企画局長登壇〕

▼○政策企画局長（丸山達也）▽ 地方創生に関する今後の対応についてお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生法では、地方自治体は地方版総合戦略を作成することが努力義務となっておりまして、国からは来年度中の作成を求められておるところでございます。現在は、策定の準備段階といたしまして、知事と市町村長さん方との意見交換を随時行いながら、県と市町村の担当課長などでワーキングチームを設置いたしまして、それぞれの役割分担や連携事業などについて議論を進めているところであります。

引き続き県議会の御意見を伺いながら、市町村との意見交換、また外部専門家等から成る委員会での議論、パブリックコメントなどを行いまして、来年度の半ばごろには県の総合計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

▼○議長（岡本昭二）▽ 鴨木環境生活部長。

〔鴨木環境生活部長登壇〕

▼○環境生活部長（鴨木朗）▽ 産業廃棄物、海岸漂着物に関します2点の御質問にお答えいたします。

まず、産業廃棄物の3R、発生抑制、再使用、再生利用につきましては、事業者が取り組む再資源化の促進、そして再資源化したリサイクル製品を売れるようにする販路開拓、この2点に特に力点を置き、産業廃棄物減量税を活用して施策を推進したいと考えております。

再資源化につきましては、事業者が取り組む再生利用適正処理等に資する施設の整備費に対する補助限度額を2,000万円から3,000万円に引き上げます。また、販路開拓につきましては、島根発のすぐれたリサイクル製品であるしまねグリーン製品、この民需での利活用が進みますよう、商談会出展等への支援を拡充をいたします。

また、公共調達の間では、まず市町村がしまねグリーン製品を公共調達する場合、例えば通常製品とリサイクル製品に単価差があるようなケースでは、経費の増嵩分をモデル的に助成をする制度を創設をいたします。また、県がしまねグリーン製品の先駆的な利活用方法をみずから実証するため、試行的に公共調達を行う制度も創設をいたします。

このような制度の拡充、創設を含みます予算案を提案をいたしておりまして、今後も排出事業者や中間処理業者等の意見を定期的に聞きながら、3Rの一層の促進に向けて施策の改善を検討してまいります。

次に、海岸漂着物の処理対策についてお答えします。

国の平成26年度補正予算におきまして、地方創生関連事業の一つとして、海岸漂着物等地域対策推進事業25億円が計上されました。あわせまして国の27年度予

算に3億5,000万円が計上され、合計して全国枠28億5,000万円が予算措置されたというところがございます。したがって、当面来年度事業の財源は措置されたわけでございますが、県の27年度当初予算案に3億6,500万円を計上いたしました。平成28年度以降の恒久的な財源措置については、改めて国に対し強く要望していく必要がございます。

なお、今回の国の補正予算では、従来の国10分の10の補助率とは異なりまして、初めて地方負担が生じることとなりました。この地方負担の率は離島、半島、過疎地域、その他の地域の区分によりまして、5%から20%に設定されております。このため、来年度の重点要望に際しましては、地方負担の撤廃、あるいは地方負担に対する明確な地方財政措置をあわせて強く求めていく必要がある、そのように考えております。以上であります。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

〔原健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 私のほうには大きく3点の御質問をいただいております。

まず、市町村の地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携等の取り組みをどう支援していくかということについてお答えいたします。

地域包括ケアシステムを実効性のあるものとするためには、病院や診療所などの医療関係者とケアマネジャーなどの介護関係者が顔の見える関係をつくって、いかに連携し、切れ目なく一体的なサービスを提供できるか、そういうことにかかっていると考えております。市町村は、新たにこれまでかかわりが薄かった医療分野の業務に携わることになりますが、とりわけ医療資源の乏しい中山間地域の市町村におきましては、医療と介護の連携をどう進めていけばいいのか、戸惑いや悩みがあるという声を聞いております。

そうしたことから、県では新年度におきまして中山間地域を広範囲に管轄し、構成市町村が複数である雲南、県央、益田の3カ所の保健所に専任スタッフを配置し、市町村を中心とする医療と介護の連携体制の構築に向けた人的な支援をすることとしております。

また、財政面では、新たに介護分野の事業が対象とされました地域医療介護総合確保基金を活用しまして、看護師や介護職員などの人材確保や資質向上に取り組むほか、移動に時間がかかるなど交通事情の悪い地域で、訪問診療や訪問看護に携わる診療所あるいは訪問看護ステーションの運営を支援する市町村の取り組みに対して、助成を行うこととしております。

次に、障がい者福祉の推進についての御質問にお答えいたします。

まず、障害者差別解消法の施行に向けた今後の対応についてお答えいたします。

障害者差別解消法の施行に伴いまして、県は障がいのある方々に直接行政サービスを行う際に、不当な差別的取り扱いを行ってはならず、また一定の合理的配慮を行わなければならないということとなります。このため、現在県の各機関に対しまして、合理的配慮の具体的な事例の調査を行っているところでございませ

て、この調査結果等を参考として、職員が障がいのある方々に適切に対応するためのガイドラインを、この平成27年度の上半期に作成することとしております。

また、県など地方公共団体には、法律によりまして障がいを理由とする差別の解消を推進するための取り組みが求められております。具体的には、障がい者などの方々からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるような体制を整備すること、差別の解消について、県民の理解と関心を得るために必要な啓発活動を行うこと、地域の関係機関による協議会を設置しまして、差別の解消を推進するためのネットワークを構築することなどがございます。

県としましては、今後障がいのある方や関係団体、民間事業者などの意見も十分に聞きながらこれらの準備を進め、約1年後に迫った法律の円滑な施行に備えたいと考えております。

次に、市町村を中心とした発達障がい者への支援体制をどう構築していくかという御質問にお答えいたします。

県では今年度、県内の全市町村を訪問して、発達障がい者への支援の現状についての調査を行いました。その結果、多くの市町村で、保健師や保育士が気づいた発達障がいのある子どもの情報が、就学時に学校にうまく引き継げないといった、保健や福祉と教育機関の連携が不十分であるということがわかりました。また、早期発見、早期支援を行う体制が十分に整っていないことというようなこともありまして、この大きく2つの課題があるということがわかったところでございます。

1つ目の関係者間の連携の課題につきましては、発達障害者支援センターの職員が市町村の支援体制整備を検討する場合、積極的に参加して保健師、保育士、教員などの関係者が連携して取り組むネットワークの構築につきまして、専門的な立場から助言を行えるようにしていきたいと考えております。

2つ目の早期対応の課題につきましては、現在乳幼児健診マニュアルと発達障がい児支援の手引を改定中でございます。保健師や保育士等が日常の業務でこれらを実践的に活用できるように、内容の充実を図って早期発見、早期支援に資するものとしたと考えております。

また、発達障がいを診断できる医師が不足していることも、早期対応をおくらせている一つの要因となっております。このため、一般の小児科や精神科医師を対象とした発達障がいに関する研修会を今後も引き続き開催し、身近なところで発達障がいの基本的な見立てや保護者への助言ができる医療機関をふやしていきたいと考えております。

次に、発達障害者支援センターの機能強化と専門性の向上についてであります。

近年、社会的にも発達障がいに対する認識が進み、発達障がい者の相談対応は、身近な市町村で本人の成長段階に応じてきめ細やかに行うことが一層求められるようになってきております。しかしながら、現在の発達障害者支援センターにおいては、発達障がい者やその家族に対する直接的な支援が中心となっており、専門機関として市町村が行う活動等に対する支援までは十分に行えていない

状況でございます。

先ほど述べました市町村調査におきましても、センターに期待する役割として、支援、連携体制を検討する場合の参画のほか、保育士や相談支援事業所職員などのスキルアップのための研修会を身近な地域で実施してほしい、あるいは保護者が子どもの発達障がいを受け入れないため、早期支援につなげられない事例などに対して、専門的な立場からバックアップをしてほしいというような市町村等に対する間接的な支援をこれまで以上に求める声が多く上げられたところでございます。

このため、今後はセンター職員の研修をより充実させることにより、市町村や事業所に対する支援機能や困難ケースへの対応力等を高め、市町村からの要請に的確に応えられるようにしていきたいと考えております。

最後に3点目、生活困窮者自立支援制度についての御質問にお答えいたします。

この制度におきましては、市町村が生活に困窮された方からの相談に幅広く応じる窓口を設置することが必須の事業とされております。現在、4月1日の開所に向けて、直営による窓口設置を予定しているところが7団体、市町村社会福祉協議会の委託による窓口設置を予定しているところが12団体となっております。

また、制度上、任意の事業としまして就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業といった事業が認められておりますが、平成27年度は約半数の9団体がこうした任意事業に取り組み、支援の充実を図る予定となっております。市町村におきましてはこうした取り組みを通じて、当事者が有するさまざまな課題を一体的に受けとめ、本人の自立に向けた意欲を大切にしながら、それぞれのケースに応じた支援を行っていくこととなります。

一方、県におきましては制度の発足に向け、今年度は相談支援従事者を対象に、面接の進め方や支援計画の作成などを内容とする研修を実施いたしましたほか、テレビや新聞等を活用し、制度の概要や各市町村の相談窓口を広く周知することとしております。また、新年度からは市町村における相談支援が内容の濃いものとなるように、相談支援従事者のステップアップ研修や就労訓練の場の開拓などに取り組む予定でございます。以上です。

▼○議長（岡本昭二）▽ 石黒農林水産部長。

〔石黒農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ 私からは3つの項目についてお答えをいたします。

まず、日本型直接支払いの取り組みについてであります。

日本型直接支払いは、国の農政改革の中で地域政策として次の3つの制度を統合し、強化したものであります。1つには、農地や農業用施設の保全管理等の地域の共同活動を支援する多面的機能支払い、2つ目に、中山間地域の傾斜地と平地との生産コスト差などを支援する中山間地域等直接支払い、3つ目に、環境保全効果が高い営農活動に対し、追加的コストを支援する環境保全型農業直接支払いであります。

議員から御指摘がありましたような島根の農業・農村の状況を踏まえ、今回法制化された日本型直接支払いに今後もしっかりと取り組んでいくことが重要と考えております。このため、法律が施行される4月には、取り組みに当たっての県としての基本方針を策定したいというふうに考えております。

農業者や市町村、JAなど関係者だけでなく、地域住民等との連携も図りつつ、島根の農業の多面的機能の発揮が適切に行われるよう、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、原木と木質バイオマスの増産、安定供給のために講じる対策についてお答えいたします。

原木や木質バイオマスの需要は、県内での木造建築の促進や製材品の県外出荷の強化、またこの春に木質バイオマス発電所が稼働すること、また市町村での熱利用の取り組み、こういったことによりまして大きく伸びる見込みと考えております。今後、原木と木質バイオマスの増産、安定供給のために次のような対策を実施してまいりたいと考えております。

まず、原木では平成24年度から実施してまいりました原木の搬出経費への支援を拡充した上で、延長したいというふうに考えております。

次に、木質バイオマスでは、林地残材を県内全域から安定的に集荷するために、来年度新規事業を創設し、中間土場などの設置を支援していきたいというふうに考えております。

また、継続されました国の森林整備加速化・林業再生事業によりまして、原木とバイオマスの生産体制の整備を引き続き支援してまいりたいと考えております。

最後に、基幹漁業や沿岸漁業の振興策についてお答えいたします。

基幹漁業につきましては、議員から御指摘がありましたとおり、漁船の老朽化が進む中、経営改善の取り組みが急務となっております。省エネ、省コスト化、漁獲物の付加価値向上などによる収益性の高い操業、生産形態への転換が求められております。

現在、浜田地域の沖合底びき網漁業につきましては、漁船の大規模な改修工事を行いまして、1点目として、修繕費の軽減、改良漁具導入による燃費改善などの操業コストの削減、2点目として、鮮度の高い刺身用のミズガレイですとか1次加工されたマダイなどの漁獲物の高付加価値化、こういったことを内容とする構造改革プロジェクトが進められております。県といたしましては、27年度も引き続きこうした取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

また、沿岸漁業につきましては、昨年11月、県内の8の地域で水産業を核に地域の活力を再生する具体的な取り組みを定めます浜の活力再生プラン、いわゆる浜プランが漁業関係者や市町村が主体となって策定されております。県といたしましてもこの浜プランの実効性を高めるために、今年度から新農林水産振興がんばる地域応援総合事業、いわゆるがんばる事業の新たなメニューといたしまして、漁業構造改革支援を設けて、ソフト事業や小規模なハード事業を対象に、漁業所得向上の取り組みを支援しているところでございます。

平成27年度におきましても、がんばる事業を通じ浜プランを着実に進めるとともに、従来から取り組んでいる水産物消費拡大対策や担い手対策を推進し、沿岸漁業の振興を総合的に図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

▼○議長（岡本昭二）▽ 富樫土木部長。

〔富樫土木部長登壇〕

▼○土木部長（富樫篤英）▽ 港湾整備と土砂災害対策について御質問がございました。

まず、今後の港湾機能強化に向けた取り組みについてお答えいたします。

島根県においては国内外の貨物輸送、離島航路、防災拠点など、それぞれの目的に応じた港湾機能が確保されるよう努めているところであります。具体には、国内外の物流拠点となる浜田港につきましては、現在新たな防波堤や山陰道へのアクセス道路が整備されており、利便性が格段に向上し、さらなる需要が増大するものと期待しているところであります。このことから、今後の背後企業の貨物需要の増大や船舶の大型化に対応するために、岸壁の水深をさらに深くするとともに、将来的な需要をにらみつつ、手狭な福井埠頭の拡大などを内容とする浜田港の再配置計画を検討していくこととしております。

国内物流の拠点となる河下港では、冬季波浪対策として防波堤の整備を、また西郷港では本土との貨物輸送量の増大、船舶の大型化に対応すべく、新たな岸壁の整備に着手したところであります。このほか離島航路の来居港では、隠岐航路で唯一フェリー船内の急な階段を使い乗降しており、旅客ターミナルも老朽化していることから、ターミナルの建てかえと乗降施設を整備することとしたところであります。今後とも地域のニーズを踏まえながら、必要な対策を行っていきたいと考えております。

次に、土砂災害対策の推進についてお答えいたします。

島根県におきましては土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンについては、今年度指定を完了いたします。土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにつきましては、平成30年度までに調査を実施し、公表することとしております。指定に向け引き続き市町村と協議しながら、区域単位での指定を視野に進めていく考えであります。

なお、ことしの1月に、しまねwebモニターを対象に実施した土砂災害に関するアンケート調査では、イエローゾーンやレッドゾーンについて約6割が知らず、災害に遭わないと危機感が希薄になるので繰り返し広報してほしいといった意見があったことから、従来より実施しています普及啓発活動に加え、さらに効果的な周知方法について検討し、市町村と連携し対応してまいります。

ハード対策につきましては、限られた予算の中、介護施設や病院、保育園などの要配慮者利用施設や災害時の避難所の保全を優先的に進め、緊急性の高い箇所については、平成30年度前半での完了を目指します。今後とも土砂災害対策についてはハード、ソフト一体とした取り組みにより推進してまいります。以上です。

▼○議長（岡本昭二）▽ 藤原教育長。

〔藤原教育長登壇〕

▼○教育長（藤原孝行）▽ 4点についてお答えいたします。

1点目は、小学校、中学校、高等学校にわたって今後どのように教育を推進していくのか、所見を伺うというお尋ねについてであります。

小学校、中学校、高等学校を通じて、一人一人に対応したきめ細かい教育を行っていくことは大切です。そのための体制整備として、昨年度まで小学校1、2年生のみで実施していた少人数学級編制を今年度から小学校3年生、4年生、中学校1年生まで拡大しました。平成28年度、再来年度には全ての学年で少人数学級編制を実施する予定です。

また、高等学校での教科指導においては、非常勤講師を配置して少人数指導や習熟度別指導、個別指導などのきめ細かい指導を進めます。そして、困難を抱える児童生徒への個別支援のために非常勤講師を配置し、小学校で学習障がいなど特別な支援が必要な児童へのきめ細かい指導を行ったり、不登校や問題行動がふえる中学校1年生を対象として学習面、生活指導面の支援を行います。

こうしたきめ細かい教育の効果を高めるには、個別の支援状況などについて幼稚園や保育所、それから高等学校まで情報を共有しながら支援を継続していくことが大切です。第2期しまね教育ビジョン21でも、就学前から高等学校までの連携を重視しており、今後も市町村教育委員会などの関係機関とともに取り組んでいきます。

2点目は、今後の小中学校の統廃合のあり方についてです。

文部科学省が公表した手引には、特にクラスがえができない小学校6学級以下、中学校3学級以下の学校について、市町村は学校統合の適否を速やかに検討する必要があるとされています。さらに、この手引には、学校統合をしない場合、小規模の利点をどう生かし、課題をどう克服するかといった点にも言及があり、単に学校統合という一方向へ誘導するものではないと理解しております。

なお、文部科学省は学校規模の適正化への人的支援として、来年度に220人の教員の増員を計画しており、内訳は統合校への支援が200人、過疎地の小規模校への支援が20人で、これも両方向でございます。

手引にも明記されているように、学校統合の判断、これはその設置者である市町村が担っており、各市町村では地域の実態に応じ、学校統合について十分に検討されているものと認識しています。県教育委員会としては、今後とも適切に情報の提供を行うとともに、市町村が統合、存続、いずれの判断を行われた場合においてもその判断を尊重し、市町村からの相談に応じて支援を行っていく考えです。

3点目は、出雲養護学校雲南分教室の開設準備状況についてです。

雲南分教室は、知的障がいのある生徒を対象として、定員が1学年8名、3学年で24名の高等部の分教室です。校舎は敷地約3,200平方メートルを雲南市から借用し、木造一部鉄骨づくり平家建てで、約1,300平方メートルの規模です。建築工事は1月末で完了し、今後備品の搬入を予定しており、整備事業は順調に進

んでおります。

生徒の状況ですが、新入生は先般合格発表したところで、7名です。また、現在松江養護学校及び出雲養護学校に在学している生徒で、雲南分教室の新2年生への転入希望者が数名程度見込まれるため、合計では10名程度の生徒でスタートする見込みです。春休み中に新入生、転入生を対象とした学校見学会を行い、4月7日に設置式、入学式を行う予定です。

4点目は、最近の県内の竹島教育についてです。

県内全ての学校で島根県教育委員会が作成、配布した竹島学習教材のDVD、竹島学習のリーフレット、ふるさと読本の「もっと知りたいしまねの歴史」などの資料を活用した学習を行っています。また、今年度から領土に関する学習教材として、日本の領域が正しく表記された地図を作成し、県内の学校に配布しています。さらに、学校での指導事例や指導のポイントをまとめた領土に関する教育ハンドブックを作成中です。

最近、竹島に関する古文書や絵図などが新たに発見されている報道がありますが、そうした資料は県が設置している第3期竹島問題研究会で調査研究が進められています。その中で学習に活用できる新たな資料があれば学校教育につなげたいと考えています。以上です。

▼○議長（岡本昭二）▽ 福田警察本部長。

〔福田警察本部長登壇〕

▼○警察本部長（福田正信）▽ 御質問のありました3点についてお答えいたします。

初めに、治安インフラの計画的整備についてです。

県民の安全を守るため、治安インフラを計画的に整備していく必要性については強く認識しており、犯人を絞り込んだり追跡するために必要なカメラや分析システムの整備に取り組んでいるところです。カメラの整備については、これまで松江市及び出雲市に県警の防犯カメラを18台整備したほか、交番、駐在所のパトカーなどにドライブレコーダーを搭載して、逃走する犯人などの画像を確保する措置を講じております。

また、民間協力を広く求め、県内全域の自治体、商店街、自治会などによる街頭防犯カメラの設置を促進するとともに、事業者が設置しているドライブレコーダーの画像を提供してもらうための協定を関係団体と締結するなどしているところです。

一方、発生した犯罪を早期に解決するためには、犯罪現場やその付近に残された犯人の痕跡を早期に分析して、犯人を絞り込むことが必要です。科学技術が発達し、防犯カメラ画像などから犯人を絞り込む技術が飛躍的に高度化しており、こうしたすぐれた科学技術を捜査現場に導入していくことは極めて有用であることから、必要な研究開発を行っているところです。

今後も科学技術に関する研究などを継続するとともに、県民を守るために必要な分析システムを計画的に整備して、犯罪が起きにくく、かつ起きた犯罪は速やかに解決する体制を構築し、県民が安全と安心を実感できる地域社会の実現に組

織を挙げて邁進してまいります。

次に、県内の特殊詐欺被害の発生状況についてお答えいたします。

昨年の県内の特殊詐欺被害は、被害件数で前年比プラス27件の59件と大幅に増加し、被害総額は約2億2,700万円で前年より減少したものの、3年連続で2億円を超えております。また、手口としてはレターパックや宅配便による送金型の被害や、ATMを利用した振り込み型の還付金等詐欺が連続発生するなど、多様化している状況にあり、被害者の7割以上を高齢者が占めるなど、依然として憂慮すべき状況にあります。

一方、検挙状況につきましては、だまされたふり作戦による私設私書箱を仮装した受け取り役の逮捕などにより14件、12人を検挙したほか、特殊詐欺を助長する犯罪である口座詐欺や携帯電話詐欺などでは40件、24人を検挙しております。

こうした中、今後高齢者戸別訪問活動など、直接高齢者に会って具体的な手口や被害事例を紹介する防犯指導の強化、ケーブルテレビ会社などと連携した広報啓発活動などにより、高齢者を始め全ての県民に対して危機意識を醸成する取り組みを行うとともに、金融機関などと連携した窓口やATMでの声かけ活動に引き続き努めてまいります。

最後に、機動隊庁舎の整備方針等についてでございます。

機動隊は、大規模な災害、事故等が発生した場合に、集団警備力や機動力を生かした警備活動に当たるほか、爆発物処理、銃器対策などテロ対処等の専門能力を生かしたさまざまな活動にも従事しており、危機管理におけるまさに中核部隊と言えます。また、本県は唯一県庁所在地に原子力発電所が立地し、災害、テロ対策が重要課題である中、機動隊の銃器対策部隊が24時間体制で警戒警備に当たっております。このような任務を遂行していく上では、十分な訓練施設のもとで日々専門的かつ特殊な能力を身につける必要がありますが、現在の機動隊庁舎は充実した訓練を行うための施設の整備が不十分であるほか、原発テロ対策のための増員や装備、資機材等の大幅な増加により狭隘となっている現状にあります。

こうした状況を踏まえ、平成27年度当初予算案においては、機動隊の移転用地の調査費を盛り込んでいるところ、今後装備品倉庫の充実、特殊または秘匿な環境下での災害警備訓練や射撃訓練等が可能な原発関連特殊訓練施設などの具体的な整備内容を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。